

下関市立大学図書館システム更新業務
公募型プロポーザル実施要領

2025年8月
下関市立大学
附属図書館図書課

1 目的

この実施要領は、下関市立大学図書館システム更新業務に係る契約の相手方となる候補事業者をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定める。

2 業務の内容

(1) プロポーザルの名称

下関市立大学図書館システム更新業務公募型プロポーザル

(2) 業務内容

別紙1「下関市立大学図書館システム更新業務仕様書」のとおりとする。

また、業務を遂行するにあたり、別紙4「特記仕様書（環境編簡易）」、別紙5「反社会的勢力に対する措置に係る特記事項」、別紙6「個人情報取扱特記事項」、別紙7「公立大学法人下関市立大学情報システムにより処理される情報資産に関するセキュリティポリシー」を遵守すること。

(3) 履行期間

ア 構築・移行業務

契約締結日から2026年9月30日まで

イ 運用保守業務

2026年10月1日から2031年9月30日まで（5年間）

(4) 提案価格上限額

総額 金70,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上限額を超える提案をした者は失格とする。

※この提案価格上限額は、現行システムデータ移行費用、新システムデータの開発、運用保守、ハードウェア及びソフトウェアの賃貸借等の総額とし、契約締結時の予定価格を示すものではない。

※契約期間中に本業務に係るすべての費用は、当該システムの本稼働である2026年10月から原則として60月に分割して支払う予定である。

※システムの本稼働（リース開始日）は2026年10月1日からとし、本稼働までに蔵書登録や操作研修等を行うこと。また、本稼働までにかかる費用等については受注者の負担とする。

(5) 担当部署

〒751-8510 山口県下関市大学町二丁目1番1号

下関市立大学附属図書館 図書課

電話：083-252-1211 FAX：083-253-5091

E-mail：library@shimonoseki-cu.ac.jp

※対応時間：土日、祝日を除く日の9時から17時まで

3 応募資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4で規定する者に該当していないこと。
- (2) 本プロポーザルの実施公表日から契約締結日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定をうけ、かつ、その取り消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 国及び下関市に対する税金を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 直近5年度以内に、本学と同規模（別紙1「下関市立大学図書館システム更新業務仕様書」1概要 附属図書館(1)を参照のこと。）の大学図書館へのシステム構築及びデータ移行についての実績を有すること。
- (7) 本契約は、三者貸借方式（受注者（納入業者）、賃貸者（リース会社）及び公立大学法人下関市立大学（以下「本学」という。）の三者間で契約を締結し、物件を受注者の責任において賃貸者をして本学に賃借する方式をいう。以下同じ。）による契約も可能とし、当該契約を希望する場合、賃貸者においても、3（1）から3（5）までの要件を満たすものとする。

なお、当該方式を希望する場合は、「第三者貸借方式による貸付能力等証明書（様式1）」を提出すること。

4 プロポーザルスケジュール（予定）

内容	提出書類	日時（予定）
プロポーザル実施公表期間		2025年8月20日(水)から 2025年9月16日(火)17時まで
質問票の提出	様式5	2025年8月28日(木)17時まで
質問票に対する回答		2025年9月9日(火)（予定）
参加表明書等の提出	様式1～4、資格申請書類※1	2025年9月16日(火)17時まで
応募資格要件の通知		2025年9月24日(水)まで
企画提案書の提出	5（5） 応募手続きを確認	2025年10月3日(金)17時まで
プレゼンテーションの実施		2025年10月14日(火)（予定）※2
審査結果の通知		2025年10月下旬

（※1）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録がある者は、提出不要。

(※2) プレゼンテーションの実施日は応募者数により変更の可能性がある。

5 応募手続等

(1) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間 2025年8月20日(水)から2025年9月16日(火)17時まで

イ 配付場所 2(5)の担当部署で配付するほか、下関市立大学公式ホームページ(<https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/about/houjin/nyusatsu>)からダウンロードできる。

(2) 応募(参加表明書等の提出)

本プロポーザルに応募する者は、以下の期間に「参加表明書(様式2)」、「事業者概要書(様式3)」、「業務実績書(様式4)」及び各様式に定める添付書類を提出するものとする。また、参加申請の時点において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録がない者については、別に定める資格申請に必要な書類を提出するものとする。

なお、参加表明書等提出後に、参加を辞退する場合(「3 応募資格要件」を満たさなくなった場合を含む。)は、速やかに「辞退届(様式任意)」を提出すること。

ア 提出期限 2025年9月16日(火)17時まで(必着)

イ 提出場所 2(5)に同じ。

ウ 提出方法 担当部署へ直接持参(土日、祝日を除く日の9時から17時まで)又は郵送(書留に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

(3) 応募要件の確認

(2)の応募期間内に参加表明書の提出のあった者に対しては、「3 応募資格要件」を全て満たしているか否かを確認した後、2025年9月24日(水)までに「参加表明書」に記載された連絡先に電子メールにより参加の可否を通知する。

(4) 質問事項の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「質問票(様式5)」の提出により行うこと。

ア 提出期限 2025年8月28日(木)17時まで(必着)

イ 提出場所 2(5)に同じ。

ウ 提出方法 担当部署へ電子メールにより、様式5を提出すること。

※件名は「〇〇〇社(※事業者)図書館システム更新業務プロポーザル質問事項」とすること。

※質問受付期限後の質問や電子メール以外の問い合わせについては回答しない。

〈メールの送付先〉

下関市立大学附属図書館 図書館

E-mail: library@shimonoseki-cu.ac.jp

エ 回答方法 2025年9月9日(火)(予定)に、質問に対する回答を集約し、質問者

を伏せたうえ、本学ホームページの「入札情報」に公表する。なお、質問内容によって、本公募による選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。

(5) 企画提案書の提出

ア 提出期間 2025年10月3日(金) 17時まで

イ 提出場所 2(5)に同じ。

ウ 提出方法 担当部署へ直接持参(土日、祝日を除く日の9時から17時まで)又は郵送(書留に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出すること。持参の場合は、持参日の前日までに連絡すること。締切時刻以降の受付は行わない。

エ 提出書類及び提出部数

(a) 紙媒体で提出するもの(①②③④いずれも各10部。正本1部、副本9部)

※副本には事業者名及び代表者職氏名不記載のこと。

①企画提案書(別紙含む。)A4判様式任意、A3の折込は可

- ・実施内容を具体的に示すこと。
- ・その他提案があれば記載すること。

②導入スケジュール(任意様式)

③価格提案書(参考見積書)A4判様式任意

様式は任意とするが、正本には事業者名及び代表者職氏名の記載、並びに代表者印を押印すること。

④図書館システム基本機能仕様確認書(別紙3)

図書館システム基本機能仕様確認書については、「機能確認」の項目のいずれかを必ず選択すること。

〈機能確認項目内容〉

- | | |
|-----------------|---|
| ・「パッケージに含まれる機能」 | ◎ |
| ・「オプションで機能追加」 | ○ |
| ・「カスタマイズで対応可能」 | △ |
| ・「対応不可」 | × |

※具体的な仕様が必要な場合、対応する条件や対応できない場合の代替方法がある場合は「備考」欄に記載すること。

(b) 電子媒体で提出するもの(1部)

(a)に掲げる書類をPDF方式により記録したCD-R等の適切な外部記憶媒体に格納したもの。

オ 提出書類の取扱い

(a) 企画提案書等は返却しない。

(b) 本学が認めた場合を除き、受付期間終了後における企画提案書の提出、再提出及び差替えは認めない。

(c) 提出された参加表明書、質問票及び企画提案書等の応募書類は、本業務の受注候補者

の選定以外の目的には使用しない。

(d) 提出書類は、選定を行う作業等に必要な範囲において複製する。

(e) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

(f) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

(g) 本プロポーザルで提出された書類は、公立大学法人下関市立大学が管理する公文書に係る下関市情報公開条例の施行に関する規程(平成19年規程第20号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が生じるおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとする。

6 候補者の選定方法（プレゼンテーションの実施）

企画提案書等の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、書類全般にわたり審査を行う。

(1) 審査

企画提案書等の審査は、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。審査委員会は非公開とする。

(2) 審査方法

ア 審査委員会が提案内容の審査を行い、業務実績、業務実施体制、企画提案内容（プレゼンテーション・ヒアリング内容）及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価を行う。

イ 審査委員1人あたり100点満点とし、各審査委員の採点の合計点（以下「総合点」という。）が最も高い提案者を候補者とする。

ウ 総合点において、同一の提案者が複数いた場合には、「図書館システム機能」の項目の評価点が高い提案者を候補者として選定する。

(3) 評価基準

企画提案書及びプレゼンテーションを別紙2「下関市立大学図書館システム更新業務に係るプロポーザル評価基準」に従って評価する。

(4) プロポーザル実施日時（予定）

2025年10月14日（火）実施予定、ただし応募者数により変更の可能性はある。

なお、正式な実施日、実施時間は参加表明書に記載された連絡先に電子メールにより通知する。メールを受信した際は、受信した旨を記し、送信元メールアドレスへ返信すること。

(5) 実施場所

下関市立大学（山口県下関市大学町二丁目1番1号）

実施場所の詳細は通知の際にあわせて公表する。

(6) 実施方法

ア 1者あたりのプレゼンテーションは、30分以内とする。その後、質疑応答時間を別途15分程度予定する。

イ 出席者については、最大5名以内を想定しているが必要最小限の人数とすること。

ウ プレゼンテーション用機材は参加者で用意すること。ただし、プロジェクター等を使用する場合は、本学会場内のものを使用可とするが、利用する場合は必ず本学に事前に申請をすること。

(7) 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後に本審査に参加した全ての提案者に文書により通知する。

また、選定結果を通知した日の翌日以降に、次の項目を本学の公式ホームページに公表する。

ア 提案者数

イ 候補者の名称及び総合点

7 契約に関する事項

(1) 受注候補者の決定等

「6 候補者の選定方法」により選定した候補者を優先交渉者とし、業務内容について詳細な協議を実施の上、契約の手續きに進む。契約方法は、提案書の内容をもとに、本学と協議の上、決定する。協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内における内容の変更を含むこととする。

協議が整わない場合は、審査委員会の審査において次点となった次順位候補者を受注候補者として交渉する。

(2) 受注候補者の参加資格喪失時等の取扱い

受注候補者を特定した後、当該受注候補者が「3 応募資格要件」を満たさなくなった場合若しくは満たさないことが判明した場合、又は辞退した場合は、審査委員会の審査において次点となった次順位候補者を受注候補者として交渉する。

(3) 再委託の禁止

業務の全部を一括して第三者に再委託することはできないこととする。ただし、あらかじめ本学の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(4) 契約保証金

受注者は、公立大学法人下関市立大学契約事務取扱規程平成19年規程第45号第38条第1項の規定により、契約金額に100分の10以上を乗じた額を、契約保証金として本法人に納付すること。

ただし、同項ただし書の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(5) 個人情報の取扱い

業務の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）及び公立大学法人下関市立大学個人情報保護法等施行規程（令和5年規程第19号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。

8 その他の留意事項

(1) 応募書類の作成において、本学から知り得た情報は、第三者に漏らしてはならない。

また、応募書類の作成以外に使用してはならない。なお、本実施要領による手続が完了した後も同様とする。

(2) 応募手続並びに提案に係る費用は全て参加者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本法人に請求することはできない。

(3) 企画提案書及び価格提案書（参考見積書）については、1者につき1提案に限る。

(4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。

ア 応募資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本実施要領に示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 本審査開始時間までに会場に来なかった場合

カ 提案価格上限額を超えて提案された場合

キ その他審査委員会が不適格と認めた場合

(5) 参加者又は提案者が1者の場合でも、本プロポーザルを実施する。

(6) 参加表明書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は辞退届（様式任意）を提出することにより、参加を辞退できるものとする。

(7) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

(8) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

9 施行期間

本実施要領は、2025年8月20日（水）から施行し、本契約の締結をもってその効力を失う。

以上